

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 3 月 14 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、足立区立学童保育室保護者負担金支払に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成31年2月25日

足立区長 近藤 弥生

足立区立学童保育室保護者負担金支払に係る民事訴訟法第395条の規定により
みなされる訴えの提起について

次のとおり、足立区立学童保育室保護者負担金未納に係る債権者に対して行った支
払い督促について、当該債権者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法
第395条の規定によりみなされる訴えの提起をした。

記

1 支払督促の概要

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金を滞納した相手方に対し、次のとお
り簡易裁判所に申立てた。

- (1) 学童保育室保護者負担金未納金 54,000 円の支払
- (2) 申立手続費用 1,730 円の支払

2 相手方

足立区花畑在住者

3 支払督促の申立てを行った日

平成30年12月14日(金)

4 相手方が督促異議の申立てを行った日

平成31年2月6日(水)

5 民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされた日

平成30年12月14日(金)

6 訴えの要旨

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金を滞納した相手方に対し、次のとお
り請求する。

- (1) 学童保育室保護者負担金未納金 54,000 円の支払
- (2) 申立手続費用 1,730 円の支払
- (3) 訴訟費用の支払

7 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。